

「石川県動物の愛護及び管理に関する条例」(案)  
 に対するパブリックコメントの結果について

1. 募集期間 令和3年8月18日(水)～8月27日(金)
2. 寄せられたご意見 19件(5通)

No	ご意見の概要	左記に対する考え方
「動物取扱業者の責務」		
1	<p>全国を廻って行商のように犬猫を販売している悪徳業者に県の建物を使用させない条例を作ってください。</p> <p>誰がどう見ても、動物愛護法に違反、または抵触していることは明らかです。法を侵すような業者に県が簡単に許可を出すのはいかがかと思えます。</p>	<p>動物の販売業者は、販売する動物の健康状態を事前に確認した上で、販売に供することと法において規定されています。</p> <p>販売店舗の形態にかかわらず、同規定や、その他の基準についても遵守するよう、県としても引き続き指導してまいります。</p>
2	<p>生体販売の移動販売について。現在、県施設や某ペットショップにおいて、定期的に県外から生体移動販売がきているが、中には感染症にかかっている子犬子猫が販売されていたり、命を命とも思わず金儲けの事だけしか考えてない団体が平気で販売をしている。</p> <p>それを許している保健所や場所においても、断れるように、県外からそういった生体販売が来られないような体制を作っていただきたい。</p>	
3	<p>ペットショップ、または保護猫を家族に迎える時、飼い方や犬や猫との暮らしについて飼った後のフォロー、アフターケアを犬の専門家や猫の専門家を一時的に派遣または相談窓口にして飼い方をレクチャーし、捨てられないように終生飼養を目指すこと。</p> <p>犬はトレーニング出来ても、猫は出来ない。猫の場合は飼い主をトレーニング、意識を変えてもらう必要があると考えます。</p>	<p>ペットショップ等、動物の販売業者は、購入者に対し、動物の飼い方を含めた18項目の説明を事業所にて対面にて行った上で販売することが法で規定されています。</p> <p>本県条例においても、適正飼養や終生飼養のため、動物取扱業者に対し、動物購入者等に対して飼養方法等を説明し理解させるよう規定するほか、飼い主に対しては、飼い主の遵守事項を規定し、飼い主になろうとする者に対しても、飼う前に動物について理解するよう規定することを考えております。</p> <p>また、県が収容している犬猫を譲渡する際は、動物の特性や適正な飼育方法等に関する講習を受講いただき、終生飼育など、飼い主としての責任についてご理解をいただいた上で譲渡しております。</p> <p>なお、県には、動物愛護管理員として、獣医師等動物の適正な飼養に関し専門的な知識を有する者を配置しておりますので、適宜ご相談いただければ対応させていただきます。</p>

「動物愛護精神の高揚」		
4	アニマルポリスを設立し、ある程度の権限を（保護や救出など）与えてほしい。	<p>本県においても、動物の虐待や遺棄を防ぎ、動物の適正な取扱いや動物の健康と安全を守ることは動物愛護の基本だと考えていることから、県の施策として、県民の動物の愛護に関する精神の高揚及び動物の適正な飼養に関する知識の普及啓発を行う旨規定し、動物の虐待の防止に努めてまいります。</p> <p>なお、動物の虐待に関しては、法改正により、獣医師による通報の義務化、罰則の強化、具体的な例示の追加がされております。</p> <p>今後、国が動物の虐待への対応方法に関するガイドラインを策定する方針であることから、このガイドラインに基づき、円滑かつ効果率的に対応したいと考えます。</p>
5	小動物の虐待を未然に防止するため、購入または譲渡の際に保証金制度や登録制による定期的な安否確認の義務化を定める。保証金に関しては後日、養育費に充当することを可能とする。	
6	正当な理由がなく、小動物に危害を加えた者に対して、県はその者の氏名を公表し、また関連会社、関連団体にその旨を告知する事ができるようにしてほしい。	
7	飼い猫であっても飼い主からの虐待が疑われる場合は動物を愛護団体や保護活動している人に所有権が渡す事ができるようにしてほしい。全国で虐待が後を経ちません。	
8	大阪や兵庫県のように、動物虐待を取り締まるアニマルポリスの設置希望。虐待を疑われる場合、アニマルポリスに対象動物を保護する権利を与え、虐待から守り、飼い主はく奪し、新たな飼い主を探してほしい。	
「動物の返還及び譲渡しの推進」		
9	県全体をあげて収容動物の譲渡に力を入れてください。	<p>県の施策として、県が収容した動物の返還や譲渡の推進を規定しています。</p> <p>現在も、本県では、譲渡対象の犬や猫について、ホームページで情報提供を行うとともに、動物愛護団体や県獣医師会等と連携し、譲渡に取り組んでいます。</p> <p>また、収容した動物で治療が必要な場合には、飼育管理を委託している県獣医師会のご協力のもと、治療を行っています。</p>
10	飼い主のいない犬猫に対しても同様に命として扱い、たとえば保護団体や愛護団体が引き取りに来た時に規則を理由に一辺倒に断るのではなく、面会や場合によっては譲渡の緩和を希望します。例えば瀕死の状態でも警察署に保護された場合も獣医師に見てもらおう事、見殺しにしない事を約束してほしい。	
「多様な主体との連携」		
11	県、市町、県民、飼い主の責務について、それぞれが個別で関わっているような印象を受けたため、民間の動物愛護団体や動物関係の教育機関との連携等が含まれると良いのではないかと思います。	<p>本県においても、県、市町、県獣医師会等多様な関係者と連携し、施策を推進していく必要があると考えており、条例においてもその旨規定しております。</p>

「多頭飼養の届出」		
12	条例の施行時点で既に犬や猫を6頭以上飼っている飼い主は、施行日以降に届出を行う必要があると思うが、届出期間を長めに設定するなど、配慮をお願いしたい。	飼い主の負担軽減を図るため、猶予期間を適切に設定したいと考えます。
「罰則」		
13	様々な虐待に対して、罰金だけでなく実刑も課せられるようにしてください。	罰則については、他県の状況を踏まえ、検察庁と協議を行いました。
「その他」		
14	地域猫、野良猫は必ず避妊去勢をし、一代で命を終わらし不幸な命が再び生まれないように石川県獣医師会も協力すべき。野良猫の不妊手術専門の動物病院を民間で設立可能にしそれに対して石川県獣医師会も積極的に協力していく体制を整える事。	県獣医師会と連携し、飼い主のいない猫をこれ以上増やさないよう、猫の適正飼育についての啓発を引き続き行ってまいります。
15	飼い主のいない猫に対する TNR や地域猫活動がしやすいような条例を作ってください。	飼い主のいない猫の問題については、無責任なエサやりを行わないなど、飼い主のいない猫が増えないよう猫の適正飼育について県民に引き続き普及啓発を行っていきます。
16	警察署においての犬や猫に対して落とし物扱いではなく、命を扱っているという意識をもって迷子犬、迷子猫として扱っていただきたい。	警察との連携については、これまでも必要に応じて適宜実施しており、いただいたご意見については、今後の具体的な施策の参考にさせていただきます。
17	全警察署、警察官に動物愛護及び管理に関する法律の改正部分、命として犬猫を扱う事の徹底、統一を希望。警察署によって対応が違うのはおかしい。	
18	野良猫に関しては警察署と愛護団体や保護団体と連携できる体制を考えていただきたい。	いただいたご意見については、今後の事業を進めるうえで参考とさせていただきます。
19	市民は本気で動物のことを考えています。動物が幸せに過ごせる事を。全てを容認されなくても、少しは反映されることを祈っています。	